

中小企業信用保険法第2条第5項【第8号】の規定による認定申請のご案内

RCC（整理回収機構）へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能な者を支援するための措置

★利用できる方

（１）調布市内に本店（営業の本拠）があること。

※法人⇒本店登記所在地が調布市内にあること。 ※個人⇒事業実態のある事業所が調布市内にあること。

（２）信用保証協会が指定する保証対象業種を営んでいること。

（３）中小企業者で以下の要件いずれにも該当すること。

① 金融機関からの直近の総借入残高が前年同期と比較して減少していること。

② 事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画等を規定した事業計画書を作成し、その実行に努めていること。

③ 株式会社整理回収機構に対する債務の返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号）第22条3項に規定する支援決定を受けていること。

★申し込みに必要なもの

法 人		個 人	
1	印鑑（法人の実印）	1	印鑑（事業主の実印）
2	認定申請書	2	認定申請書
3	RCC（整理回収機構）に貸付債権が譲渡されたことを確認できる書類（金融機関から送付された債権譲渡通知書）	3	RCC（整理回収機構）に貸付債権が譲渡されたことを確認できる書類（金融機関から送付された債権譲渡通知書）
4	直近の金融機関すべての残高証明書等 ※全ての金融機関からの総借入金残高が確認可能なもの	4	直近の金融機関すべての残高証明書等 ※全ての金融機関からの総借入金残高が確認可能なもの
5	上記4の前年同日の金融機関すべての残高証明書等 ※全ての金融機関からの総借入金残高が確認可能なもの	5	前年同日のすべての金融機関すべての残高証明書等 ※全ての金融機関からの総借入金残高が確認可能なもの
6	事業再生の目標、今後の合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した事業計画書（様式自由）	6	事業再生の目標、今後の合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した事業計画書（様式自由）
7	金融機関による貸付債務の譲渡時の借入に係る約定書及び当該借入に係る返済条件の変更がなされた整理回収機構との約定書	7	金融機関による貸付債務の譲渡時の借入に係る約定書及び当該借入に係る返済条件の変更がなされた整理回収機構との約定書
8	直近の確定申告書（別表1）のコピー ※税務署の受付印あるいは電子申告の受付控のあるもの	8	直近の確定申告書のコピー ※税務署の受付印あるいは電子申告の受付控のあるもの
9	決算報告書のコピー	9	青色申告決算書・収支内訳書のコピー
10	登記簿謄本履歴事項全部証明書のコピー ※最近3ヶ月以内に発行されたもの	10	委任状（様式自由） ※第3者が申請する場合のみ
11	委任状（様式自由） ※第3者が申請する場合のみ	11	

★提出先

調布市国領町2-5-15 市民プラザあくろす3階
生活文化スポーツ部産業振興課産業労働支援センター

☎042-443-1217

※認定書の有効期限は、認定書が発行されてから30日以内です。

※本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

様式第8

中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

調布市長 林 明 裕 殿

申請者

住 所

名 称

(氏 名)

電 話

実 印

私は、下記のとおり、(注1)が株式会社整理回収機構（東京都千代田区丸の内3丁目4番2号）又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことにより、金融機関との金融取引において借入金の減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

- 1 (注1)が株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構に、当社に対する貸付債権を譲渡したことを確認できる資料は、別添1のとおり。（注2）
- 2 金融機関からの総借入金残高が減少していることを確認できる資料は、別添2のとおり。（注3）
- % (A/B)
- A 年 月 日の金融機関からの総借入金残高 円
- B 年 月 日（Aの前年同期の記入のこと）の金融機関からの総借入金残高 円
- 3 当社の事業計画書（事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した経営計画書）は、別添3のとおり。（注4）
- 4 当社が、株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号）第22条第3項に規定する支援決定を受けていることが確認できる資料は、別添4のとおり。（注5）

- (注1) 当該貸付債権の譲渡をした金融機関の名称を記入すること。
- (注2) 貸付債権が譲渡された事実を確認できる資料として、金融機関から受け取った債権譲渡通知書等を添付すること。
- (注3) 申請者の全ての金融機関からの総借入金残高及びからの借入金残高が確認可能な残高証明書、財務諸表、借入証書等を添付すること。
- (注4) 事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組、債務の返済計画等を規定した事業計画（様式自由）を作成し、添付すること。
- (注5) ① 株式会社整理回収機構から同社に対する債務に係る返済条件の変更を受けていることが確認できる資料としては、〇〇〇〇による貸付債権の譲渡時の借入れに係る約定書及び当該借入れに係る返済条件の変更がなされた株式会社整理回収機構との約定書を添付すること。
- ② 株式会社産業再生機構法第22条第3項に規定する支援決定を受けていることが確認できる資料としては、当該支援決定を行ったことについて産業再生機構が申込者に対して発出した通知を添付すること。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

調生産発第 号

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 信用保証協会への申込期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

調布市長 林 明 裕